ロ　債務の保証の範囲
ハ　債務の保証の限度額
ニ　債務の保証の料率
ホ　イからニまでに掲げるもののほか、特例海外債務保証に関し必要な事項

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○財務省・経済産業省令第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

財務大臣　安住　淳
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（外国において支店その他の営業所を設置しているものに限る。）

二　外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

三　外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

四　農林中央金庫

五　株式会社商工組合中央金庫

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○財務省・経済産業省令第三号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十一条第一項の規定に基づき、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

財務大臣　安住　淳
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（外国において支店その他の営業所を設置しているものに限る。）

二　外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

三　外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

四　農林中央金庫

五　株式会社商工組合中央金庫

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○財務省・経済産業省令第四号

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

財務大臣　安住　淳
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（外国において支店その他の営業所を設置しているものに限る。）

二　外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

三　外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

四　農林中央金庫

五　株式会社商工組合中央金庫

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○厚生労働省・経済産業省令第一号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第七号中「第二十九条第一項各号」を「第三十二条第一項各号」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。